

# 男鹿市（第9期）分別収集計画の策定について（概要）

## 1. 計画策定の趣旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）第8条第1項に基づき、平成28年6月に策定した第8期分別収集計画を改定し、本市における容器包装廃棄物の排出見込量等を示すとともに、分別収集の施策を示す。

## 2. 基本的方向

- 1) 容器包装廃棄物の3Rの推進（発生抑制、再使用、再利用）
- 2) 市民に負担を掛けない、適正かつ効率的な分別収集
- 3) 市民、事業者、行政等が相互に理解・連携した取り組みによる循環型社会システムの構築

## 3. 計画期間

- ・令和2年4月を始期とする5か年間とし、3年目の令和4年度に見直し。
- ・法律（容器包装リサイクル法）第8条第1項に基づき、市町村は、3年ごとに、5年を一期とする市町村分別収集計画を定めなければならない。
- ・令和2年度は第9期計画（令和2～6年度）の始期に当ることから、令和元年度に第9期計画を策定する。

## 4. 対象とする品目

- ・容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトルの7種類とする。
- ・その他として、古紙類（古新聞、雑誌類）、ペットボトルキャップ、プルタブ。

## 5. 容器包装廃棄物の排出量の見込み

- ・令和2～6年度まで5か年分の排出量の見込み
- ・容器包装廃棄物……缶（スチール製、アルミ製）、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙類（紙製容器、段ボール、その他の紙製容器）、プラスチック（ペットボトル、白色、その他プラスチック容器）

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

《方策に関する5項目》

- ・廃棄物対策協議会による資源再生利用の検討
- ・市ホームページや広報誌等による啓蒙普及と530（ごみゼロ）運動の推進
- ・不法投棄監視員制度の活用
- ・古着リサイクル事業の推進
- ・生ごみ処理講習会の開催と生ごみ処理機（器）の購入費補助

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況、再商品化計画等並びに収集に係る業者の収集機材及び選別施設等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び区分を定める。

## 8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

- ・令和2～6年度まで5か年分の排出量の見込み
- ・主務省令で定める物
  - ①缶類（スチール製、アルミ製）
  - ②ガラス製容器（無色、茶色、その他）
  - ③主として段ボール製の容器（段ボール）
  - ④主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の飲料容器（ペットボトル）

## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ・別紙（算定資料1）、各年度の容器包装廃棄物の量の見込みの算定方法
- ・平成30年度実績に基づく、令和元～6年度まで6か年分の排出量の見込み
- ・令和2年度以降の人口は、過去5年間の平均減少率に基づく推計。

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

- ・分別収集する廃棄物の種類、分別の区分、収集・運搬の区分、選別、保管について明記

### 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

- ・《分別収集の用に供する施設計画》
  - ①分別収集する廃棄物の種類、②収集に係る分別の区分、③収集容器、④収集車、⑤中間処理について明記。
- ・《分別収集に必要な施設計画の排出段階》
  - ①排出容器、②対象とする容器包装廃棄物等の種類・量等、③施設等の仕様及び整備計画、④管理主体等、⑤現有施設状況について明記。
- ・《分別収集に必要な施設計画の運搬段階》
  - ①車両、②対象とする容器包装廃棄物等の種類・量等、③施設等の仕様及び整備計画、④現有施設状況について明記。
- ・《分別収集に必要な施設計画の中間処理段階》
  - ①施設の種類、②対象とする容器包装廃棄物等の種類・量等、③施設等の仕様及び整備計画、④管理主体等、⑤現有施設状況について明記。

### 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

#### 《重要な事項4項目》

- ・男鹿市廃棄物対策協議会で廃棄物の減量化や分別収集について協議し、推進体制を整備する。
- ・町内会、婦人会等市内各種団体へ、分別収集の徹底を依頼する。
- ・容器包装を販売、使用する事業者へ、店頭回収等の自主回収と資源化を進めるよう協力を依頼する。
- ・平成28年度から、市役所本庁と各出張所等、9か所に設置した回収ボックスにより、ペットボトルキャップとプルタブの拠点回収を開始した。